

入札広告

次の工事を契約責任者が指名基準に基づき競争参加者を指名するとともに、広告により指名基準に基づき指名された競争参加者以外の競争参加者を募ることを目的とした、公募併用型指名競争入札に付します。

平成27年7月10日

契約責任者 本州四国連絡高速道路株式会社
しまなみ尾道管理センター 所長 山田 和彦

記

1. 工事概要

- (1) 工事名 大浜PA二輪車駐車帯設置工事
(2) 工事場所 広島県尾道市因島大浜町（大浜PA上下線）
(3) 工事概要 本工事は、大浜PA（上下線）に二輪車駐車帯（上屋含む）を設置する工事である。
(4) 工事概算数量 本工事の概算数量は、以下のとおりである。

項目	単位	数量	備考
二輪車駐車帯設置	箇所	2	鉄骨工事

- (5) 工期 契約締結の日の翌日から120日間
(6) その他 本工事は、以下の方法により落札者を決定する協議合意方式の対象工事である。

- ①入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。契約参考価格の算定に必要な項目について見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を契約参考価格作成のための参考とする。
- ②最低の価格をもって入札をした者の入札金額が、契約参考価格以下の場合には、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合などは、他の入札者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者若しくは協議対象者とする。
- ③最低の価格をもって入札した者の入札金額が、契約参考価格を超える場合は、最低の価格をもって入札した者を協議対象者とし、協議の上、見積条件等に合理性又は妥当性を有すると判断した場合は、協議対象者を落札者とする。

本工事の入札において入札者がいないこととなった場合、特定の1者と随意契約に移行する可能性がある。その場合、契約参考価格を超えるときは、協議の上、見積条件等に合理性又は妥当性を有すると判断した場合には、随意契約の相手方とする。

2. 公募併用型指名競争入札の実施等に関する事項

(1) 指名通知の日

平成27年7月9日

(2) 指名業者数

36社

(3) 指名基準

①建築工事に有資格業者

指名通知の日において、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）平成27・28事業年度一般競争（指名競争）参加有資格者（建設工事）（以下「有資格者」という。）のうち、「建築工事」の認定を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、社長が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）であること。

②地理的条件

指名通知の日において、広島県の尾道市、三原市、福山市のいずれかに建設業法の許可に基づく本店を有すること。

③技術的適正

指名通知の日において、平成17年度以降において元請けとして完成及び引渡し完了した次の同種工事の施工実績を有すること。なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

同種工事

広島県内における公共建築物の建築工事

④過去の履行成績

平成25年度及び平成26年度における上記(3)①に示す工種の工事成績の平均点（各年度毎）が2年連続で65点未満でないこと。

⑤不誠実な行為の有無

a) 指名停止期間中でないこと

指名通知の日から開札の日までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成17年第48号）に基づき、「地域3（広島県、愛媛県）」において、指名停止を受けていないこと。

b) 請負契約の履行が不誠実でないこと。

工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

c) 請負者の下請負関係が不適切でないこと。

一括下請、下請代金の支払遅延、使用資機材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確でないこと。

d) 警察当局からの排除要請がないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥経営状況

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。

⑦安全管理の状況

安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続し、明らかに受注者として不適当と認められるものでないこと。

⑧労働福祉の状況

- a) 賃金不払いの事実が継続し、明らかに受注者として不相当と認められるものでないこと。
- b) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3. 指名を受けていない者（非指名者）の競争参加資格に関する事項

(1) 非指名者の競争参加資格

非指名者のうち、次に該当する場合は、本工事に関する競争参加資格確認申請書（様式1）及びその他確認資料（以下「申請書等」という。）を提出することができ、契約責任者により競争参加資格があると認められた場合、競争入札に参加することができる。なお、この場合、上記2.（3）のうち①における「指名通知の日」は「開札の日」と、②及び③における「指名通知の日」は「申請書等の提出期限の日」と、②における地理的条件の「広島県の尾道市、三原市、福山市いずれかに建設業法の許可に基づく本店を有すること」は「岡山県、広島県、香川県、愛媛県又は高知県のいずれかに建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所を有すること」と、③における同種工事の「広島県内における公共建築物の建設工事」は「公共建築物の建築工事」に読み替えるものとする。

上記2.（3）指名基準の①から⑧の全てを満たし、かつ、下記（2）の条件を満たす者。

(2) その他の要件

①次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし主任技術者又は監理技術者（以下「主任（監理）技術者」という。）については、工事の請負代金額が5,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む額）の場合は専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事含む。）している期間とする。

(イ) 専任の主任（監理）技術者にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

(ロ) 監理技術者にあつては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ハ) 主任技術者又は監理技術者は、当該工事に対応する建設業法の許可業種（建築工事業）に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②上記2.（3）指名基準③における施工実績が次に掲げるものでないこと。また、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）が発注し、平成17年度以降に完成及び引渡し完了した工事である場合にあつては、請負工事等成績評定要領第5条第2項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあつては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く（施工実績が本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）及び他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては65点とみなす。）。

4. 非指名者の入札等手続きに関する事項

(1) 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加希望者は、競争参加資格確認資料を添付した競争参加資格確認申請書を作成のうえ、(4)により提出するものとする。

(2) 競争参加資格確認申請書の作成方法

入札参加希望者は、競争参加資格確認資料作成要領に基づき作成するものとする。

(3) 設計図書等の入手方法

入札参加希望者は、3.のために必要な競争参加資格確認資料作成要領、入札広告の写し、契約書案、入札及び見積り手引き、図面、仕様書及び設計額内訳書（以下これらを総称して「設計図書等」という。）を入札広告の日から平成27年7月21日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで、下記の場所において無償で入手できる。

本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ尾道管理センター 総務課

（住 所）〒722-0073 広島県尾道市向島町 6904

（電話番号）0848-44-3700（代表）

（E-mail）keiyaku-onomichi@jb-honshi.co.jp

設計図書等の入手を希望する者は、以下の必要事項を記入した電子メール（テキスト入力）を、上記電子メールアドレスに送信するものとする。

設計図書等の交付は、電子メールにより行いますが、当社からの受信確認は行いません。必要事項はお間違えのないよう入力してください。なお、入力した情報の不備により発生した損失や損害について、当社は責任を負いかねます。

必要事項 メール件名：大浜PA二輪車駐車帯設置工事

- ①業者番号
- ②業者名
- ③担当部署
- ④担当者名
- ⑤住所
- ⑥電話番号
- ⑦メールアドレス

※1 セキュリティ上の都合により、フリーメール及び添付ファイルは開封しません。

※2 やむを得ない事由により、メールにより入手できない場合に限り、書留郵便により、CD-Rを無償で交付する。

(4) 申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法

申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法は、下記のとおりとする。

- ①提出期間 平成27年7月10日（金）から平成27年7月21日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで
- ②提出場所 (3)に記載する場所。
- ③提出方法 ②提出場所に持参により提出すること。郵送又は電送は、受け付けない。

(5) 契約参考価格に反映するための見積書及び根拠資料の提出期間、提出場所及び提出方法は下記のとおりとする。

- ①提出期間 平成27年7月10日（金）から平成27年7月31日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで
- ②提出場所 (3)に記載する場所。
- ③提出方法 ②提出場所に持参により提出すること。郵送又は電送は、受け付けない。
- ④その他 提出された根拠資料等により妥当性が確認できない場合は、追加資料の提出及び必要に応じてヒアリング等を実施する場合がある。

5. 入札執行の日時及び場所

- (1) 開札日時：平成27年8月27日（木） 14時00分
- (2) 場 所：記2.(3)の会議室
- (3) 方 法：持参すること。

6. その他

- (1) 提出された申請書等は、返却しない。
- (2) 手続きに関する問い合わせ先は、記2.(3)に同じである。
- (3) 記3.(2)に掲げる有資格者の認定を受けていない者も記2.(4)により申請書を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (4) 申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」に基づく指名停止を行うことがある。
また、競争参加資格の確認を受けていない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。さらに無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。
- (5) 入札者の故意又は、重大な過失により入札書が無効になった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講ずることがある。
- (6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
- (7) 契約書の作成は、必要である。
なお、当社が利用している電子契約サービスにより、電子契約書を使用した電子契約にすることができる。
(詳細は、当社ホームページ <http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/index.html> による。)

以 上

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

本州四国連絡高速道路株式会社

しまなみ尾道管理センター 所長 山田 和彦 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

印

平成 27 年 7 月 10 日付けで入札広告のありました大浜 P A 二輪車駐車帯設置工事に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記広告において示された競争参加資格に係る要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・ 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）及び破産者で復権を得ない者ではありません。
- ・ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではありません。

記

1. 競争参加資格確認資料

2. 入札広告 2. (3) ⑧ b) に定める社会保険等の加入状況を記載した建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 2 1 条の 4 に規定する総合評定値通知書の写し(最も新しい審査基準日のもの)